

# 国立大学法人京都大学 中期目標

[平成16年5月26日 文部科学大臣提示]

## (前文)大学の基本的な目標

- ・ 自由の学風を継承・発展させつつ多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献することを目的として、下記の基本的な目標を定める。

### 【研究】

- ・ 研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
- ・ 総合大学として、研究の多様な発展と統合を図る。

### 【教育】

- ・ 多様かつ調和のとれた教育体系のもと、自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養に努める。
- ・ 豊かな教養と人間性を備えるとともに責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に貢献し得る、優れた研究能力や高度の専門知識をもつ人材を育成する。

### 【社会との関係】

- ・ 国民に開かれた大学として、地域を始めとする国内社会との連携を強め、自由と調和に基づく知を社会に還元する。
- ・ 世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

### 【運営】

- ・ 学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重しつつ全学的な調和を目指す。
- ・ 環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

## 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 中期目標期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までとする。

### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び附置研究所を置く。

## 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (1) 教育の成果に関する目標

##### 1-1. 教育の目的及び目標

### 【学士課程】

- ・ 学問の伝統を理解し、社会の急激な変化にも対応し得る、幅広く深い教養や総合的な判断力等の知の基盤を涵養し、国際的視野とバランス感覚を備えた人材の育成を図る。

- ・ 専門学術の教授を通じて実践能力を養成し、最先端分野を包括する高度専門教育を実践する。
- ・ 大学院課程に進学し、高度な研究課題に取り組み得る基礎学力を備えた人材を育成する。

#### 【大学院課程】

- ・ 基礎研究をはじめ、多様な学術研究を推進するとともに、すぐれた研究能力や高度の専門的能力を備えた人材を養成する。
- ・ 学術研究の進展や社会・経済の変化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を備えた専門的及び学際的人材を養成する。

#### 【専門職大学院課程】

- ・ 幅広い教養と学識を基礎に、高度専門職業人を養成するために、専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施する。

### 1-2．卒業後及び大学院修了後の進路等に関する基本方針

#### 【学士課程】

- ・ 幅広い基礎学力を活かしつつ、卒業後における大学院進学及び就職のための進路設計を支援する。

#### 【大学院課程】

- ・ 高度な研究能力を活かし、世界をリードする研究者として活躍できるよう大学院修了後の進路設計を支援する。

#### 【専門職大学院課程】

- ・ 専門職業人として専門分野で社会に貢献できるよう、専門職大学院修了後の進路設計を支援する。

### 1-3．教育の成果・効果の検証に関する基本方針

- ・ 教育の成果や効果について、多面的かつ長期的に検証する。

## (2) 教育内容等に関する目標

### 2-1．アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- ・ 基本理念を踏まえて学士課程、大学院課程、及び専門職大学院課程のアドミッション・ポリシーを明確化する。

### 2-2．教育理念等に応じた教育課程の編成に関する基本方針

#### 【学士課程】

- ・ 豊かな教養と人間性、さらには強固な責任感と高い倫理性を備え、国際社会で通用する人材を育成する。

#### 【大学院課程】

- ・ 基礎的並びに先駆的な学術研究を推進し得る研究者を養成しつつ、高度専門職業人教育や社会人教育等、多様な教育需要に対応したカリキュラムを編成する。

#### 【専門職大学院課程】

- ・ 授業と研究指導の基本としてケーススタディやフィールドワーク等を取り入れた実践性の高いカリキュラムを編成する。

## 2-3. 授業形態、学習指導法等の教育方法に関する基本方針

### 【学士課程】

- ・ 少人数セミナー、対話を基本とした「自学自習」促進型授業、海外を含む他大学・他機関における学習への学生の参加機会を拡大する。

### 【大学院課程】

- ・ 世界的レベルの研究成果創出を目指し、課題探求能力や問題解決能力を育成する研究指導體制と教育方法を確立する。

### 【専門職大学院課程】

- ・ 実務経験のある社会人を教員として任用するなど教員資格や教員組織の弾力化を図り、実務を視野においた対話方式の授業形態を採用する。

## 2-4. 適切な成績評価等の実施に関する基本方針

- ・ 成績評価や学位取得の基準を明確化し、適切な評価を実施する。

## (3) 教育の実施体制等に関する目標

### 3-1. 適切な教職員の配置等に関する基本方針

- ・ 教職員の適切配置により、質の高い教育の実施体制を確立する。

### 3-2. 教育環境の整備に関する基本方針

- ・ 附属図書館機能の高度化と利用者に対するサービス向上に努める。
- ・ 自学自習の理念に基づき、学生の自主的な学習や課外活動等の多様なニーズに対応した質の高い教育環境の整備に努める。

### 3-3. 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるためのシステム等の基本方針

- ・ 大学又は部局等が組織的に取り組む教育活動の質の改善につなげるシステムを整備する。

### 3-4. 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する基本方針

- ・ 個々の教員や教員グループによる教材や学習指導法等の主体的開発に対する支援・研修体制を充実する。

### 3-5. 全国共同教育、学内共同教育等に関する基本方針

- ・ 専門分野の多様化に対応した学内共同教育の実施体制を整備する。

## (4) 学生への支援に関する目標

### 4-1. 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する基本方針

- ・ 各種ガイダンスを始めとする学習相談・助言・支援体制を拡充する。

#### 4-2. 生活相談・就職支援・経済的支援に関する基本方針

- ・ 就職等の学生支援体制を拡充する。

#### 4-3. 社会人・留学生等への支援に関する基本方針

- ・ 社会人・留学生等に対する支援体制を拡充する。

### 2. 研究に関する目標

#### (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標

##### 1-1. 目指すべき研究の方向性

- ・ 独創性と倫理性を備えた研究活動を推進し、新しい学問体系の構築と人類文化の発展に努めるとともに、国際的に卓越し、開かれた研究拠点の形成を目指す。
- ・ 研究科、附置研究所、研究センター等の理念・使命や特性に基づき、基礎研究を推進することにより、学術文化の創造と発展に貢献する。

##### 1-2. 成果の社会への還元に関する基本方針

- ・ 基礎研究を重視し、学理の追究ならびに独創的な応用研究の推進を通じて文化の発展に貢献する。

##### 1-3. 研究の水準・成果の検証に関する基本方針

- ・ 国内外の研究者や有識者の意見・評価を積極的に聴取し、多様な観点から研究の水準・成果の持続的検証に努める。

#### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

##### 2-1. 適切な研究者等の配置に関する基本方針

- ・ 学問の発展と時代の要請に即応して、研究組織と教員配置の弾力化を図る。

##### 2-2. 研究資金の配分システムに関する基本方針

- ・ 基礎研究分野に対する研究資金を安定的に確保する配分システムを確立する。
- ・ 適正な研究評価に基づく、研究資金の有効な配分システムを確立する。

##### 2-3. 研究に必要な設備等の活用に関する基本方針

- ・ 競争的資金や外部資金の活用により、研究環境の改善を図る。

##### 2-4. 知的財産に関する基本方針

- ・ 知的財産本部を設置して法人の知的財産等を一括管理し、その活用と社会への還元を推進する。

##### 2-5. 研究の質の改善のためのシステム等に関する基本方針

- ・ 各部署及び研究領域の特性に応じて、研究の質の向上を図る。

##### 2-6. 全国共同研究、学内共同研究等に関する基本方針

- ・ 全国共同利用研究を使命とする附置研究所や研究センターの活動を通じて、全国の研究者に開かれた研究拠点としての機能をさらに発展させる。

## 2-7. 研究実施体制に関する特記事項の基本方針

- ・ 研究の質の維持向上を図るため、その実施体制及び支援体制を整備する。

## 3 その他の目標

### (1) 社会との連携、国際交流に関する目標

- ・ 豊富な物的資源と人的資源を活用し、持続的な社会連携及び国際交流に努める。

#### 1-1. 教育サービス面における社会との連携及び協力に関する基本方針

- ・ 継続的な教育機会の提供を始めとして多様な教育サービスを提供し、社会との連携
- ・ 協力体制を強化する。

#### 1-2. 研究活動面における社会との連携及び協力に関する基本方針

- ・ 社会との交流や産学官との連携を進め、研究成果の有効活用を図る。

#### 1-3. 教育面における国際貢献・国際交流に関する基本方針

- ・ 国際的視野とコミュニケーション能力を備え、教育面で国際貢献し得る人材を育成する。
- ・ 世界各国から優秀な学生を受け入れ、質の高い教育を提供する。

#### 1-4. 研究面における国際貢献・国際交流に関する基本方針

- ・ 国際的な学術研究拠点として、世界をリードする優れた先端的研究並びに特色ある研究を発展させる。

### (2) 附属病院に関する目標

#### 2-1. 医療サービスの向上や経営の効率化に関する基本方針

- ・ 社会の期待に応え得る質の高い医療サービスを提供し、効率的な経営を行い医療サービスの質の向上に努める。

#### 2-2. 良質な医療人養成に関する基本方針

- ・ 熟練度とプロフェッショナリズムを考慮した人間性豊かな医療人を育成する。

#### 2-3. 研究成果の診療への反映や先端医療開発の導入に関する基本方針

- ・ 新医療の創生と高度先端医療等へ積極的に取り組み、先導的病院として社会に貢献する。

#### 2-4. 適切な医療従事者等の配置に関する基本方針

- ・ 医療従事者等の能力評価を定期的実施し、能力に応じた適切な人員配置を図る。

## 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### 1 運営体制の改善に関する目標

#### 1-1. 全学的な経営戦略の確立に関する基本方針

- ・ 教育研究における部局の自主性を尊重しつつ調整を図り、全学の運営方針を確立する。
- ・ 地域社会との連携を深め、その特性を大学経営戦略に活用する。

#### 1-2. 運営組織の効果的・機動的な運営に関する基本方針

- ・ 大学運営の重要業務や特定戦略課題ごとに担当の常勤理事を定め、権限と責任が拡大する総長に対する補佐機能の充実を図る。

#### 1-3. 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する基本方針

- ・ 部局間の多様な要請を調整しつつ、大学としての重点項目を定め、有効に学内資源を配分するシステムを構築する。
- ・ 全学的な教育研究支援体制を円滑に機能させるために、効果的な資源配分を行う。

#### 1-4. 部局長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する基本方針

- ・ 大学組織内における部局長の責任・権限を明確にし、部局の活性化を図る。

#### 1-5. 教員・事務職員等の連携による効果的な運営に関する基本方針

- ・ 教員と事務系職員が協力し、効果的な大学並びに部局運営に当たる組織を整備する。

#### 1-6. 学外の有識者・専門家の登用に関する基本方針

- ・ 学外の有識者・専門家の登用を図り、社会との連携を図る。

#### 1-7. 内部監査機能の充実に関する基本方針

- ・ 効果的な内部監査システムを整備する。

#### 1-8. 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する基本方針

- ・ 社団法人国立大学協会や近隣大学等と連携・協力しつつ、運営体制の改善・効率化を図る。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標

- ・ 効果的な教育研究を推進するために、必要に応じて教育研究組織を見直す。

### 3 人事の適正化に関する目標

#### 3-1. 教員の人事の基本方針

- ・ 教員の役割と職務を明確にし、適切に業績評価するシステムを整備する。

#### 3-2. 事務職員等の人事の基本方針

- ・ 能力開発や専門性の向上のための研修を実施するとともに、人事を活性化する。

- ・ 業績を適切に評価し、給与、昇進に反映させるシステムを整備する。

### 3-3. 柔軟で多様な教員人事制度に関する基本方針

- ・ 公募制による教員採用を促進する。
- ・ 各部局における多様な教育研究活動に応じて、弾力的な雇用形態の導入を進める。

### 3-4. 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する基本方針

- ・ 教育研究の質的向上に見合った適切な人事配置を可能とする人員管理体制を整備する。

## 4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ・ 本部事務組織と部局事務組織の効果的連携のもとに、効率的・機能的な業務運営を図る。

### 財務内容の改善に関する目標

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- ・ 外部資金の増加を図るとともに、その他の自己収入を安定的に確保する。

#### 2 経費の抑制に関する目標

- ・ 業務運営の合理化・効率化、及び適正な人的配置により、経費の節減に努める。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ・ 知的財産、外部研究資金等の有効運用、及び共通スペース等の有効利用を推進する。

### 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

#### 1 評価の充実に関する目標

##### 1-1. 自己点検・評価及び第三者評価に関する基本方針

- ・ 教育研究及び業務運営の持続的改善活動に向けて、自己点検・評価の実施体制を整備する。

##### 1-2. 評価結果を大学運営の改善に活用するための基本方針

- ・ 教育研究活動及び業務運営に関する自己点検・評価及び外部評価の結果を社会に公表し、自己改善の取組に活用する。

#### 2 情報公開等の推進に関する目標

##### 2-1. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する基本方針

- ・ 教育・研究活動のほか多様な活動状況、さらには財務内容や管理運営に関する情報を公開し、社会に対する説明責任を果たす。

##### 2-2. 学術情報の収集とデータベース化に関する基本方針

- ・ 多様な学術情報の恒常的な収集とデータベースの構築に努める。

## その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設設備の整備・活用に関する目標

#### 1-1 施設等の整備に関する基本方針

- ・ キャンパス及びスペースの環境整備に関する基本方針及び長期的な構想を明確化し、良好なキャンパス環境の創造を目指す。

#### 1-2 施設等の有効活用に関する基本方針

- ・ 質の高い教育研究活動を展開するための重要資源として、土地、建物、設備、エネルギー等を全学的観点から高度有効活用を図る。

#### 1-3 施設等の機能保全・維持管理に関する基本方針

- ・ 教育研究活動の拠点に相応しい施設水準を確保し、安全で良好な施設設備の機能保全と維持管理を図る。

#### 1-4 施設等の新たな整備手法の導入推進に関する基本方針

- ・ 施設費補助金のみならず、多様な手法の導入と財源の確保に努め、自律的な施設設備の効果的・効率的整備を目指す。

### 2 環境保全及び安全管理・安全教育に関する目標

- ・ 適正な労働安全衛生管理に努めるとともに、環境保全及び安全管理・安全教育に関するサービス面で部局等の教育研究活動を支援する。

#### 2-1 環境保全に関する基本方針

- ・ 「京都大学環境憲章」の精神に則り、教職員及び学生のほかすべての本学構成員の一致協力のもとに、継続性のある環境マネジメントシステムを構築し、地域社会と連携しつつ環境保全活動を推進する。

#### 2-2 安全管理に関する基本方針

- ・ 労働安全衛生法を遵守するための人的配置と施設設備の整備に努める。
- ・ 環境マネジメントと一体的に取り組むための労働安全管理システムを構築する。

#### 2-3 安全教育に関する基本方針

- ・ 教職員並びに学生等の全構成員を対象として環境と安全衛生の基本的知識に関する教育を実施し、環境マネジメントや安全マネジメントの素養も備えた技術者・研究者を養成する。

### 3 情報基盤の整備・活用に関する目標

- ・ 教育研究及び業務運営に必須機能として、高い安全性、利便性、柔軟性を備え、国際社会で卓越した大学に相応しい先端的な情報基盤を構築整備し、効果的・効率的な活用を図る。

### 3-1. 情報セキュリティに関する基本方針

- ・ 大学が一体となって情報セキュリティ対策に取り組むための責任ある情報基盤組織を構築し、その機能と責任を明確化する。
- ・ 情報システムを通じて取り扱う多様な情報について、重要度と公開性に応じた情報の分類に努めるとともに、情報の管理責任及び管理方法を明確化する。
- ・ 情報セキュリティ対策の評価、情報システムの変更、新たな脅威の発生等を踏まえ、対策基準の点検・評価の定期的実施を通じて基本方針の見直しを図るための体制を構築する。

### 3-2. 情報基盤の整備・活用に関する基本方針

- ・ 高い情報セキュリティレベルを確保しつつ、大学の業務運営並びに部局等の教育研究活動を支援するための学内情報基盤の効果的・効率的整備を図る。
- ・ 情報基盤の高度活用を図るための先端技術に関する研究開発を推進し、関連設備の整備拡充に努める。
- ・ 大学の教育研究の質の向上、大学の業務運営の改善及び効率化に関する取組を支援するために、情報基盤の高度活用を図る。

## 4 基本的人権等の擁護に関する目標

- ・ 同和問題、ジェンダー問題、障害者問題、人種・民族問題、その他各種の人権・差別問題に対し、人権尊重の視点に立った取組を全学的に一層推進する。

## 5 大学支援組織等との連携強化に関する目標

### 5-1. 同窓会組織の充実と連携強化に関する基本方針

- ・ 各部局等の同窓会組織の強化・発展及び相互の連携を図る。

### 5-2. 京都大学教育研究振興財団等との連携強化に関する基本方針

- ・ 財団法人京都大学教育研究振興財団、その他の支援団体との連携を強化し、国際交流、教育・学術研究活動等を推進し、学術文化の発展に寄与する。

### 5-3. 京都大学学術出版会の活性化と連携強化に関する基本方針

- ・ 教員個人または教員グループの教育研究活動の成果、大学が所有する文化財、学術資料、知的財産等を公表する機能として、京都大学学術出版会の活性化を図り、連携協力体制を強化する。

中期目標の別表（学部、研究科等）

京 都 大 学

<p>学 部 （ 10 学 部 ）</p>	<p>総合人間学部 文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 薬学部 工学部 農学部</p>
<p>研 究 科 （ 15 研 究 科 ）</p>	<p>文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科 人間・環境学研究科 エネルギー科学研究科 アジア地域研究科 情報科学研究科 生命科学研究所 地球環境学舎</p>
<p>附 置 研 究 所 （ 13 研 究 所 ）</p>	<p>化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 木質科学研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所</p>
<p>医 療 短 技 術 大 学 部</p>	<p>医療技術短期大学部 看護学科 衛生技術学科 理学療法学科 作業療法学科 専攻科助産学特別専攻</p>

は全国共同利用の機能を有する附置研究所